

海峽兩岸知的財産権保護の協力協定

民国 99 年 (2010 年) 7 月 1 日行政院第 3202 次院会に裁決、同日院台陸字第 0990099988 号の公文で立法院に送って審議

民国 99 年 (2010 年) 8 月 17 日立法院第 7 期第 5 会期第 2 次臨時会第 1 次会議で法案どおり議決、翌日行政院に書面で返事

民国 99 (2010 年) 年 9 月 11 日財団法人海峽交流基金会と海峽兩岸關係協會が書面で相互通知、協定第 17 号に基づいて翌日 (99 年 9 月 12 日) より発効

海峽兩岸人民の權益を保護し、兩岸の經濟、科学技術及び文化の發展を促進するため、財団法人海峽交流基金会と海峽兩岸關係協會は兩岸の知的財産権(知識産権)の保護協力事項について、対等な協議を経て、以下の協定を達成した。

一、協力の目標

双方は平等互惠原則に基づき、特許、商標、著作権及び植物品種権 (植物新品種権、以下「品種権」と略称) 等兩岸知的財産権 (知識産権) 保護方面の交流と協力を強化し、協議して関連問題を解決し、兩岸知的財産権 (知識産権) の創造、応用、管理及び保護を向上させる。

二、優先の権利

双方は、各自の規定に基づき、相手方の特許、商標及び品種権第一次申請の効力に対して確認し、並びに積極的に相応の措置の制定を推進し、兩岸人民の優先権の權益を保障することに同意する。

三、品種の保護

双方は、各自が公告した植物種類(植物品種保護リスト)範囲内において、相手方の品種権申請を受理し、並びに品種権の植物種類(植物品種保護リスト)の拡大できる申請について協商を行うことに同意する。

四、審査の協力

双方は、特許検索と審査結果の相互利用、品種権審査と検定等の協力及び協商を推進することに同意する。

五、業界の協力

双方は、兩岸の特許、商標等の業界協力を促進し、有効的、便利的なサービスを提供することに同意する。

六、認証のサービス

双方は、兩岸の著作権貿易を促進するため、著作権認証協力機制の設立に同意する。いずれの一方が音楽・映像製品を他方において出版するとき、

当該一方が指定した関係協会又は団体により著作権認証を行い、並びに図書、コンピュータープログラム（ソフトウェア）等その他の作品、製品の認証制度設立について意見を交換することができる。

七、協処機制

双方は、法律を執行する協処機制（協調して処理する機制）を設立し、各自の規定に基づいて下記の知的財産権（知識産権）保護事項を適当に処理することに同意する。

- (一) 海賊版及び模造品、特にインターネットを通じて海賊版図書、音楽・映像及びコンピュータープログラム（ソフトウェア）などを提供し、又は手助けする権益侵害のウェブサイト、及び市場に流通する海賊版及び模造品を取り締まる。
- (二) 著名（名を馳せる）商標、地理標識又は著名産地名称を保護し、共同で悪意の盗用登録を防止し、並びに権利人に対し、盗用登録された著名商標、地理標識又は著名産地名称の撤回申請の権利を保障する。
- (三) 果物及びその他の農産品の虚偽産地標識の市場管理及び取り締まり措置を強化する。
- (四) その他の知的財産権（知識産権）の保護事項。

上述の権益保護事項を処理するとき、双方は必要な情報を相互に提供し、並びに処理の結果を通知する。

八、業務の交流

双方は、下記の知的財産権（知識産権）の業務交流と協力事項を展開することに同意する。

- (一) 業務主管部門人員が活動会合、考察訪問、経験と技術の交流、研究会の開催などを行い、及び関係業務の訓練を展開することを推進する。
- (二) 制度の規範。データベース（データ文献資料）及びその他の関連情報を交換する。
- (三) 関係書類の電子交換の協力を推進する。
- (四) 著作権の集団管理組織の交流及び協力を促進する。
- (五) 関係企業、代理人及び大衆への宣伝指導を強化する。
- (六) 双方が合意したその他の協力事項。

九、活動計画

双方は、特許、商標、著作権及び品種権などのワーキング・グループを別々

に設置し、具体的な活動計画及び方案の協議制定を担当することに同意する。

十、秘密を守る義務

双方は、本協定の関係活動の執行により取得した情報に対し秘密を守ることに同意する。但し、請求目的に基づいて使用するものは、これに限らない。

十一、用途の制限

双方は、請求目的のみに基づいて、相手方から提供した情報を使用することに同意する。但し、双方に別途の約束がある場合、この限りではない。

十二、書類の書式

双方は、交換、通知、情報の問い合わせ及び日常の業務連絡などについて、商議して定めた書式を使用することに同意する。

十三、連絡の機構

本協定に取り決められた事項は、双方業務主管部門が指定した連絡人により相互連絡して実施する。必要の時、双方の同意を経て、その他の機構に指定して連絡を行うことができる。

本協定その他の関係事項は、財団法人海峽交流基金会と海峽兩岸関係協会により連絡する。

十四、協議の履行と変更

双方は、本協定を遵守しなければならない。

本協定の変更は双方が協商して合意した後、書面形式で確認する。

十五、争議の解決

本協定の適用により生じる争議は、双方が速やかに協商して解決すべきである。

十六、遺漏の事項

本協定に遺漏事項がある場合、双方は適當の方式で、別途で協商して定めることができる。

十七、調印の発効

本協定調印後、双方は各自で関係手続きを完成し、並びに書面で相手方に通知しなければならない。本協定は双方が相手方の通知を受領した翌日より効力を生じる。

本協定は6月29日に調印し、一式四部、双方は各二部を所有する。

財団法人海峽交流基金会

董事長 江丙坤

海峽兩岸關係協會

會長 陳雲林

THY